

宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、定款第2条第1項第16号の規定により、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度（以下「共済」という。）を設け、民間社会福祉施設等に従事する職員の福利を増進し、もって社会福祉事業の振興に寄与する。

(事業)

第2条 この共済は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 民間社会福祉施設等に従事する職員に対する給付金の支給
- (2) その他共済の目的達成に必要な事業

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間社会福祉施設等

宮崎県内にある社会福祉法人が経営する施設・事業所及び社会福祉協議会並びに県社協会長が運営委員会に諮り特に必要と認めた福祉団体をいう。

- (2) 事業主

民間社会福祉施設等の経営者をいう。

- (3) 共済契約

この規程で定める退職金制度に必要な資金を契約者が県社協に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。

- (4) 契約者

共済契約の当事者である事業主をいう。

- (5) 加入者

契約者が経営する民間社会福祉施設等に給与等の報酬を得て勤務する役員及び職員のうち、就業規則、労働契約等により、退職金制度の受益者とされた者をいう。ただし、1年未満の期間を定めて雇用される者（その者が1年以上引き続き雇用されるに至った場合を除く。）を除く。

- (6) 退 職

ア 加入者が契約者に雇用されなくなった場合をいう。

イ 加入者が死亡した場合をいう。

ウ 加入者の責めによらないで、契約を解除された場合をいう。

- (7) 共済法

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日、法第155号）

- (8) 給与月額

基本格付本俸、給与特別改善費及び特殊業務手当等の合算額とし、共済法でいう本俸をいう。

(適正運営)

第4条 共済の事業は、法令、定款及びこの規程その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期し、執行されなければならない。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第5条 県社協会長は、共済の事業の適正な運営を期するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項について、その承認を得なければならない。

- (1) この規程の改廃
- (2) 共済の事業計画及び予算
- (3) 共済の事業報告及び決算
- (4) 運用基本方針に関する事項
- (5) その他共済の運営に関する重要な事項で、県社協会長が必要と認めた事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項のほか、共済の運営に関し、その意見を県社協会長に具申することができる。

3 第1項に掲げる事項のうち、県社協の理事会及び評議員会に付議すべき事項については、委員会の承認を得た後でなければ、これを付議することができない。

4 運営委員会に、必要に応じ小委員会を設けることができる。

(運営委員会の組織)

第6条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、次の中から県社協会長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 民間社会福祉施設等関係者
- (3) 県社協役員
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の運営)

第7条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表するとともに、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。

5 委員会は、県社協会長が委員長と協議し、招集する。

6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(小委員会)

第7条の2 小委員会は、委員6名以内とし、県社協会長と運営委員会の委員長が協議して指名する。

2 小委員会は、必要に応じて委員会に意見を述べることができる。

3 小委員会に委員長1名を置き運営委員会の委員長の指名によるものとする。

第3章 共済契約

(契約資格)

第8条 この共済に加入し、共済契約を行うことのできる者は、事業主でなければならない。

(契約の申込み)

第9条 事業主は、その雇用する職員の承諾を得てこれを取りまとめ、県社協に契約の申込みを行うものとする。

(契約の成立)

第10条 共済契約は、県社協が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 共済契約が成立したときは、契約者は、遅滞なく、その旨を加入者に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 県社協又は契約者は、次項から第4項までに規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 県社協は、次の各号に掲げる場合には、当該共済契約を解除しなければならない。

(1) 契約者が、事業主でなくなったとき。

(2) 契約者が、督促納付期限後1か月以内に掛金を納付しなかったとき。

3 県社協は、契約者、もしくはその代理人及び加入者が、当該契約者の業務に関して不正な行為をしたときは、当該共済契約を解除することができる。

4 契約者は、すべての加入者の同意を得たときは、当該共済契約を解除することができる。

5 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生ずる。

6 県社協は、第2項及び第3項の規定により共済契約を解除したときは、当該共済契約に係る加入者にその旨を通知しなければならない。

(加入の継続)

第12条 契約者が他の契約者の使用する加入者を、引き続き自己の使用する加入者としたときは、その者の共済は継続し、加入者期間は通算されるものとする。

(異動届)

第13条 契約者は、契約者及び加入者に異動を生じたときは、別に定めるところにより、遅滞なく、県社協に届け出なければならない。

第4章 給付金

(給付金の種類)

第14条 この共済における給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 退職金
- (2) 附加給付金
- (3) 解約一時金

(退職金の支給)

第15条 契約者は、加入者が退職したときに、退職者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。

(期間の計算)

第16条 退職金給付の基礎となる期間の計算は、加入者となった日の属する月から、退職した日の属する月までとする。

(退職金の額)

第17条 退職金の額は、加入者となった日の属する月から退職した日の属する月まで、毎年度の4月1日現在の給与月額（加入者となった日の属する年度については、加入者となった日現在の給与月額）を月次で累計した額（ただし、規程第41条第2項に規定する掛金を納付しない期間を除く）を12で除して得た額（1円未満切捨て）（以下、「給与月額累計額」という。）に、別表1「退職金算定乗率表」に掲げる「加入者期間」（前条に規定）に応じた乗率を乗じて得た額とする。ただし、給与月額が28万円を超える場合は28万円とする。なお、退職金の額が、納付した掛金のうち加入者本人が負担した額を下回るときは、退職金の額は加入者本人が負担した額とする。

- 2 加入者となった期間が1年に満たないで退職した者については、納付した掛金のうち、加入者本人が負担した額とする。
- 3 昭和54年4月1日現在、民間社会福祉施設等に10年以上勤務し、引き続き在職する加入者については、別表2に掲げる勤務年数に応じた額を第1項の退職金に加えて支給する。

(退職金の支給制限)

第18条 県社協は、加入者が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職金は支給しない。

- 2 県社協は、加入者を故意に死亡させた者には、退職金を支給しない。
加入者の死亡前に、その者の死亡によって退職金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

- 3 契約者が、規程第11条第2項各号及び第3項により契約を解除された場合で、加入者の責めによらないときは、退職金を支給することができる。ただし、この場合は運営委員会に諮りその承認を得なければならない。

(退職金の請求)

第19条 契約者は、退職金の支給をしようとするときは、その支給に要する退職金支払資金を県社協に請求するものとする。

- 2 加入者が死亡した場合は、遺族であることを証する関係書類を添えて、前項の請求

を行うものとする。

この場合の遺族の範囲及び順位については、共済法第10条を準用する。

3 退職した加入者が婚姻その他の事由により、期間中の氏名と異なることとなった場合には、その者の戸籍抄本を退職金請求書に添付しなければならない。

4 退職金の請求手続きは、退職した日から1年以内に行わなければならない。

5 第1項により退職金の支給を受けた契約者は、これを退職した加入者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に遅滞なく支払わなければならない。

（退職金の支給決定）

第20条 県社協が退職金請求書を受領したときは、これを審査し、退職金を支給すべきものと認めるときは、すみやかに退職（遺族）給付金決定通知書を交付する。退職金を支給できないときは、理由書を交付する。

第21条（削除）

（附加給付金）

第22条 附加給付金の種類は、次のとおりとする。

（1）長期加入加算金

2 附加給付金の支給額及び支給条件は、別表3のとおりとする。

（附加給付金の支給対象者）

第23条 附加給付金の支給対象者は、別表3のとおりとする。

（附加給付金の支給）

第24条 附加給付金は、規程第17条第1項に規定する退職金に加えて支給する。

（解約一時金の支給）

第25条 契約者が、規程第11条第4項の規定により、契約を解除する場合は解約一時金を支給する。

2 解約一時金の額は、納付した掛金のうち、加入者本人が負担した額とする。

第5章 掛金

（掛金の納付）

第26条 契約者は、契約成立の日の属する月から、契約解除の日の属する月までの期間に、掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、加入者及び契約者がそれぞれ次に掲げる額を負担する。

加入者 給与月額 \times 1,000分の14.0

契約者 給与月額 \times 1,000分の14.0

（掛金の納付期限）

第27条 掛金は、契約者が毎月加入者本人から徴収し、2ヵ月毎（偶数月）に契約者負担分とあわせて納付するものとする。

（掛金の不返還）

第28条 納入済みの掛金額に誤りのあった場合のほかは、これを返還しない。

（掛金の基礎となる額）

第29条 掛金の基礎となる給与月額は、当年度4月1日現在における加入者が受ける

給与月額をいう。ただし、その月額が28万円を超える場合は28万円とする。

2 前項の給与月額は、その年度の各月の掛金基礎月額とする。

3 当年度4月1日以降、新たに加入者となった者の掛金基礎月額は、加入者となった月の給与月額とする。

(掛金の延滞金)

第30条 県社協は、契約者が掛金をその納付期限までに納付しなかったときは、契約者に対し、延滞金を請求することができる。

2 延滞金の額は、掛金の額につき年利10.95%の割合で納付期限の翌日から納付の前日までの日数によって計算した額とする。

第6章 運営及び会計

(運営資金)

第31条 この共済の運営資金は、次の各号に掲げる財源をもってあてる。

- (1) 契約者の掛金
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(積立金の積立て)

第32条 県社協は、前条の運営資金のうち、規程第14条第1項第1号及び第3号に規定する給付金にあてる原資を、退職共済積立金として積み立てなければならない。

(財産の分別管理)

第33条 県社協は、退職共済積立金と、その他の資産を区別して管理しなければならない。また、その方法は、委員会の諮問を得て県社協の理事会の承認により決める。

(債務の範囲)

第34条 県社協が本共済契約に基づき、負担する債務については、退職共済積立金の限度内において履行の責任を負う。

(財産の管理)

第35条 退職共済積立金の管理は特別な場合を除いては、次の各号に掲げる方法による。

- (1) 信託業務を行う金融機関との信託契約又は金融機関への預託
- (2) 生命保険会社との生命保険契約
- (3) 投資顧問会社との投資一任契約

(積立金の運用)

第36条 退職共済積立金の運用は、給付金の支払を将来にわたり確実にを行うため、必要とされる収益を長期的に確保できるよう、別に定める運用基本方針に従い、適切に行われなければならない。

2 前項に規定する運用基本方針の改定に当たっては、運営委員会の議決を経た後、契約者の4分の3以上の同意を得るものとする。

(事業年度)

第36条の2 共済事業の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(財政決算)

第36条の3 毎事業年度において、年金数理にもとづく財政決算を行うものとする。
(財政再計算)

第37条 本事業の財政の健全化を図るため、財政再計算を行うものとする。
(財政再計算の時期)

第38条 前条の財政再計算は、おおむね5年ごとに実施する。
(積立水準の回復計画)

第39条 財政再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、契約者にすみやかに開示しなければならない。

(共済事業廃止による分配)

第39条の2 県社協は、共済事業を廃止したときは、廃止日現在における加入者に対し、共済事業にかかわる資産(以下「資産」という。)を限度として、加入者本人が負担した額を分配する。

2 前項による分配を行った後、なお残額がある場合には、加入者に対し、制度廃止日に退職したものとして支給される退職金の額から、前項に規定する額を控除した額を限度とし、その割合により分配する。

3 前項による分配を行った後、なお残額があるときは、契約者に対し各契約者単位に計算した廃止日現在において、各契約者が納付した掛金の割合により返還する。

(端数計算)

第40条 掛金及び退職金に1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

第7章 雑 則

(休職等の特例)

第41条 加入者が共済契約期間中に、休職等の理由により事業主から給与の全部もしくは一部の支給を受けなくなった場合においても、現実に退職するまでは、なお加入者としてこの規程を適用する。

2 前項の場合において、掛金を納付しない場合は、その期間は加入者期間から除くものとする。

(退職金、掛金の変更)

第42条 退職金算定乗率、附加給付金及び掛金の率は、おおむね5年ごとに事業収支の再計算を行い、資金の状況に応じて変更することができる。

ただし、規程第17条第3項に規定する支給額は、この規程適用の日から5年間とし、その後については委員会に諮り決定する。

(審査の請求)

第43条 共済の事業に関する処置について、不服のある契約者又は加入者は、県社協

に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。

2 県社協は、前項の規定による請求があったときは、すみやかに運営委員会に諮問し、裁決をしなければならない。

3 裁決は、文書により、かつ理由を付して行うものとする。

(諸帳簿の整備)

第44条 県社協は、共済契約、加入者に関する原簿、給付金に関する帳簿、会計に関する帳簿及び共済運営に関する必要な諸帳簿を整備しておかなければならない。

附 則

(施行ならびに適用)

この規程は、昭和54年9月1日より施行し、規程第15条及び第22条を除き昭和54年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第24条の一部改正は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第16条の改正は昭和54年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第26条第2項の一部改正は昭和63年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第14条第1項第3号及び第25条の一部改正は平成元年12月18日から適用する。

附 則

(規程の全部改正)

この改正は、平成2年1月18日から施行する。ただし、第17条及び第29条の改正は平成2年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第26条第2項の改正は平成7年4月1日より適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第15条、19条、19条2項、19条5項(追加)、21条(削除)の改正は平成12年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第26条第2項の一部及び(別表1)の算定乗率表の一部改正は平成15年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第27条の改正は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第25条の改正は、平成16年1月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

第22条第2項(別表3)の一部改正は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

規程第1条の一部改正は、平成17年7月14日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

この規程は平成20年3月19日に一部改正し、平成20年3月31日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

この規程は平成21年3月23日に一部改正し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(規程の一部改正)

1 この規程は平成26年3月28日に一部改正し、平成26年4月1日から適用する。

2 規程第17条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日から引き続き加入する者の規程第17条第1項に規定する「給与月額累計額」は、次の額とする。

$(C \div D) + E$ (1円未満切捨て)

A：平成26年3月31日に退職したとした場合の同年度の4月1日現在の給与月額(ただし、給与月額が28万円を超える場合は28万円とする。)

B：平成26年3月31日に退職したとした場合の「加入者期間」

C：制度変更時給与月額(A)に、附則別表2「退職金算定乗率表(制度変更時)」に掲げる制度変更前加入者期間(B)に応じた支給率を乗じて得た額(1円未満切捨て)

D：別表1「退職金算定乗率表」に掲げる制度変更前加入者期間(B)に応じた乗率(ただし、制度変更前加入者期間(B)が1年未満の場合は、0.2220)

E：平成26年4月から退職した日の属する月まで、毎年度の4月1日現在の給与月額を月次で累計した額(ただし、規程第41条第2項に規定する掛金を納付しない期間を除く)を12で除して得た額(1円未満切捨て)(ただし、給与月額が28万円を超える場合は28万円とする。)

3 規程第17条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日から引き続き加入者である者が退職した場合の規程第17条第1項に規定する「退職金の額」は、次の額とする。

$\{(A \times B) (1円未満切捨て) + (C \times 0.009) (1円未満切捨て)\}$ と F の いずれか高い額

なお、退職金の額が、納付された掛金のうち加入者本人が負担した額を下回るときは、退職金の額は加入者本人が負担した額とする。

A：前項に規定する「給与月額累計額」

B：別表1「退職金算定乗率表」に掲げる「加入者期間」に応じた乗率

C：加入者となった日の属する月（ただし、平成15年3月31日以前から加入していた者については、平成15年4月）から平成26年3月まで、毎年度の4月1日現在の給与月額（加入者となった日の属する年度については、加入者となった日現在の給与月額）を月次で累計した額（ただし、規程第41条第2項に規定する掛金を納付しない期間を除く。）

D：平成26年3月31日に退職したとした場合の同年度の4月1日現在の給与月額（ただし、給与月額が28万円を超える場合は28万円とする。）

E：平成26年3月31日に退職したとした場合の「加入者期間」

F：制度変更時給与月額（D）に、附則別表1「退職金算定乗率表（旧乗率）」に掲げる制度変更前加入者期間（E）に応じた支給率を乗じて得た額（1円未満切捨て）

附 則

（規程の一部改正）

この規程は平成27年3月27日に一部改正し、平成27年4月1日から適用する。

退職金算定乗率表

(別表1)

年 \ 月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	0.2220	0.2223	0.2227	0.2231	0.2235	0.2238	0.2242	0.2246	0.2250	0.2253	0.2257	0.2261
2	0.2265	0.2267	0.2270	0.2272	0.2275	0.2277	0.2280	0.2283	0.2285	0.2288	0.2290	0.2293
3	0.2296	0.2298	0.2300	0.2303	0.2305	0.2307	0.2310	0.2312	0.2314	0.2317	0.2319	0.2321
4	0.2324	0.2326	0.2328	0.2330	0.2332	0.2334	0.2336	0.2338	0.2340	0.2342	0.2344	0.2346
5	0.2349	0.2410	0.2471	0.2532	0.2593	0.2654	0.2716	0.2777	0.2838	0.2899	0.2960	0.3021
6	0.3083	0.3106	0.3130	0.3153	0.3177	0.3200	0.3224	0.3247	0.3271	0.3294	0.3318	0.3341
7	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365	0.3365
8	0.3366	0.3366	0.3366	0.3366	0.3366	0.3366	0.3367	0.3367	0.3367	0.3367	0.3367	0.3367
9	0.3368	0.3368	0.3368	0.3368	0.3368	0.3368	0.3369	0.3369	0.3369	0.3369	0.3369	0.3369
10	0.3370	0.3370	0.3370	0.3370	0.3370	0.3370	0.3371	0.3371	0.3371	0.3371	0.3371	0.3371
11	0.3372	0.3372	0.3372	0.3373	0.3373	0.3373	0.3374	0.3374	0.3374	0.3375	0.3375	0.3375
12	0.3376	0.3376	0.3376	0.3376	0.3377	0.3377	0.3377	0.3377	0.3378	0.3378	0.3378	0.3378
13	0.3379	0.3379	0.3380	0.3381	0.3382	0.3382	0.3383	0.3384	0.3385	0.3385	0.3386	0.3387
14	0.3388	0.3388	0.3389	0.3390	0.3391	0.3391	0.3392	0.3393	0.3394	0.3394	0.3395	0.3396
15	0.3397	0.3397	0.3398	0.3399	0.3400	0.3401	0.3402	0.3402	0.3403	0.3404	0.3405	0.3406
16	0.3407	0.3407	0.3408	0.3409	0.3410	0.3410	0.3411	0.3412	0.3413	0.3413	0.3414	0.3415
17	0.3416	0.3421	0.3427	0.3433	0.3439	0.3445	0.3451	0.3456	0.3462	0.3468	0.3474	0.3480
18	0.3486	0.3496	0.3506	0.3516	0.3526	0.3536	0.3546	0.3556	0.3566	0.3576	0.3586	0.3596
19	0.3607	0.3611	0.3616	0.3621	0.3625	0.3630	0.3635	0.3639	0.3644	0.3649	0.3653	0.3658
20	0.3663	0.3667	0.3671	0.3675	0.3679	0.3683	0.3687	0.3691	0.3695	0.3699	0.3703	0.3707
21	0.3712	0.3715	0.3719	0.3723	0.3727	0.3730	0.3734	0.3738	0.3742	0.3745	0.3749	0.3753
22	0.3757	0.3760	0.3764	0.3767	0.3771	0.3774	0.3778	0.3781	0.3785	0.3788	0.3792	0.3795
23	0.3799	0.3802	0.3805	0.3809	0.3812	0.3815	0.3819	0.3822	0.3825	0.3829	0.3832	0.3835
24	0.3839	0.3841	0.3844	0.3847	0.3850	0.3852	0.3855	0.3858	0.3861	0.3863	0.3866	0.3869
25	0.3872	0.3874	0.3877	0.3880	0.3883	0.3885	0.3888	0.3891	0.3894	0.3896	0.3899	0.3902
26	0.3905	0.3907	0.3910	0.3912	0.3915	0.3917	0.3920	0.3922	0.3925	0.3927	0.3930	0.3932
27	0.3935	0.3937	0.3939	0.3942	0.3944	0.3946	0.3949	0.3951	0.3953	0.3956	0.3958	0.3960
28	0.3963	0.3965	0.3967	0.3969	0.3971	0.3973	0.3976	0.3978	0.3980	0.3982	0.3984	0.3986
29	0.3989	0.3991	0.3993	0.3995	0.3997	0.3999	0.4001	0.4003	0.4005	0.4007	0.4009	0.4011
30	0.4013	0.4017	0.4022	0.4027	0.4032	0.4036	0.4041	0.4046	0.4051	0.4055	0.4060	0.4065
31	0.4070	0.4074	0.4079	0.4083	0.4088	0.4092	0.4097	0.4102	0.4106	0.4111	0.4115	0.4120
32	0.4125	0.4129	0.4133	0.4138	0.4142	0.4146	0.4151	0.4155	0.4159	0.4164	0.4168	0.4172
33	0.4177	0.4179	0.4181	0.4184	0.4186	0.4188	0.4191	0.4193	0.4195	0.4198	0.4200	0.4202
34	0.4205	0.4208	0.4212	0.4216	0.4219	0.4223	0.4227	0.4230	0.4234	0.4238	0.4241	0.4245
35	0.4249	0.4253	0.4258	0.4263	0.4267	0.4272	0.4277	0.4281	0.4286	0.4291	0.4295	0.4300
36	0.4305	0.4308	0.4311	0.4314	0.4317	0.4320	0.4323	0.4326	0.4329	0.4332	0.4335	0.4338
37	0.4341	0.4343	0.4346	0.4349	0.4351	0.4354	0.4357	0.4359	0.4362	0.4365	0.4367	0.4370
38	0.4373	0.4378	0.4383	0.4388	0.4393	0.4398	0.4403	0.4408	0.4413	0.4418	0.4423	0.4428
39	0.4433	0.4437	0.4441	0.4446	0.4450	0.4455	0.4459	0.4463	0.4468	0.4472	0.4477	0.4481
40	0.4486	0.4488	0.4490	0.4492	0.4494	0.4496	0.4498	0.4500	0.4502	0.4504	0.4506	0.4508
41	0.4510	0.4514	0.4518	0.4522	0.4526	0.4530	0.4534	0.4538	0.4542	0.4546	0.4550	0.4554
42	0.4559	0.4563	0.4567	0.4571	0.4575	0.4579	0.4583	0.4587	0.4591	0.4595	0.4599	0.4603
43	0.4608	0.4611	0.4615	0.4619	0.4622	0.4626	0.4630	0.4633	0.4637	0.4641	0.4644	0.4648
44	0.4652	0.4657	0.4662	0.4667	0.4672	0.4677	0.4682	0.4687	0.4692	0.4697	0.4702	0.4707
45~	0.4712											

過去勤務加算額表

(別表2)

過去勤務年数	支給額
10年以上15年未満	100,000円
15年以上20年未満	150,000円
20年以上25年未満	200,000円
25年以上30年未満	250,000円
30年以上	300,000円

附加給付金

(別表3)

種類	支給額	支給対象者	支給条件
長期加入加算金	50,000円	退職者(退職が死亡によるものであるときは、その遺族)	加入者期間20年以上25年未満で退職した場合
	100,000円		加入者期間25年以上30年未満で退職した場合
	300,000円		加入者期間30年以上で退職した場合

退職金算定乗率表(旧乗率)

(附則別表1)

年 \ 月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	0.2220	0.2408	0.2596	0.2785	0.2973	0.3161	0.3350	0.3538	0.3726	0.3915	0.4103	0.4291
2	0.4480	0.4668	0.4856	0.5045	0.5233	0.5422	0.5610	0.5798	0.5987	0.6175	0.6364	0.6552
3	0.6741	0.6929	0.7117	0.7306	0.7494	0.7683	0.7871	0.8059	0.8248	0.8436	0.8625	0.8813
4	0.9002	0.9190	0.9378	0.9567	0.9755	0.9943	1.0132	1.0320	1.0508	1.0697	1.0885	1.1073
5	1.1262	1.1450	1.1638	1.1827	1.2015	1.2204	1.2392	1.2580	1.2769	1.2957	1.3146	1.3334
6	1.3523	1.3711	1.3899	1.4088	1.4276	1.4465	1.4653	1.4841	1.5030	1.5218	1.5407	1.5595
7	1.5784	1.5972	1.6160	1.6349	1.6537	1.6725	1.6914	1.7102	1.7290	1.7479	1.7667	1.7855
8	1.8044	1.8232	1.8420	1.8609	1.8797	1.8986	1.9174	1.9362	1.9551	1.9739	1.9928	2.0116
9	2.0305	2.0493	2.0681	2.0870	2.1058	2.1247	2.1435	2.1623	2.1812	2.2000	2.2189	2.2377
10	2.2566	2.2754	2.2942	2.3131	2.3319	2.3508	2.3696	2.3884	2.4073	2.4261	2.4450	2.4638
11	2.4827	2.5331	2.5834	2.6337	2.6841	2.7344	2.7847	2.8351	2.8854	2.9357	2.9861	3.0364
12	3.0867	3.1371	3.1874	3.2378	3.2881	3.3384	3.3888	3.4391	3.4894	3.5398	3.5901	3.6404
13	3.6909	3.7413	3.7916	3.8419	3.8923	3.9426	3.9929	4.0433	4.0936	4.1439	4.1943	4.2446
14	4.2950	4.3453	4.3956	4.4460	4.4963	4.5466	4.5970	4.6473	4.6976	4.7480	4.7983	4.8487
15	4.8991	4.9495	4.9998	5.0501	5.1005	5.1508	5.2011	5.2515	5.3018	5.3522	5.4025	5.4528
16	5.5032	5.5535	5.6038	5.6542	5.7045	5.7548	5.8052	5.8555	5.9059	5.9562	6.0065	6.0569
17	6.1073	6.1577	6.2080	6.2583	6.3087	6.3590	6.4094	6.4597	6.5100	6.5604	6.6107	6.6610
18	6.7114	6.7617	6.8120	6.8624	6.9127	6.9630	7.0134	7.0637	7.1141	7.1644	7.2147	7.2651
19	7.3155	7.3659	7.4162	7.4666	7.5169	7.5672	7.6176	7.6679	7.7182	7.7686	7.8189	7.8692
20	7.9196	7.9699	8.0202	8.0706	8.1209	8.1713	8.2216	8.2719	8.3223	8.3726	8.4229	8.4733
21	8.5238	8.5741	8.6244	8.6748	8.7251	8.7754	8.8258	8.8761	8.9264	8.9768	9.0271	9.0774
22	9.1278	9.1781	9.2285	9.2788	9.3291	9.3795	9.4298	9.4801	9.5305	9.5808	9.6311	9.6815
23	9.7320	9.7823	9.8326	9.8830	9.9333	9.9836	10.0340	10.0843	10.1346	10.1850	10.2353	10.2857
24	10.3360	10.3863	10.4367	10.4870	10.5373	10.5877	10.6380	10.6883	10.7387	10.7890	10.8394	10.8897
25	10.9402	10.9905	11.0408	11.0912	11.1415	11.1918	11.2422	11.2925	11.3429	11.3932	11.4435	11.4939
26	11.5442	11.5945	11.6449	11.6952	11.7455	11.7959	11.8462	11.8965	11.9469	11.9972	12.0476	12.0979
27	12.1484	12.1987	12.2490	12.2994	12.3497	12.4001	12.4504	12.5007	12.5511	12.6014	12.6517	12.7021
28	12.7524	12.8027	12.8531	12.9034	12.9537	13.0041	13.0544	13.1048	13.1551	13.2054	13.2558	13.3061
29	13.3566	13.4069	13.4573	13.5076	13.5579	13.6083	13.6586	13.7089	13.7593	13.8096	13.8599	13.9103
30	13.9606	14.0109	14.0613	14.1116	14.1620	14.2123	14.2626	14.3130	14.3633	14.4136	14.4640	14.5143
31	14.5648	14.6151	14.6655	14.7158	14.7661	14.8165	14.8668	14.9171	14.9675	15.0178	15.0681	15.1185
32	15.1688	15.2192	15.2695	15.3198	15.3702	15.4205	15.4708	15.5212	15.5715	15.6218	15.6722	15.7225
33	15.7730	15.8233	15.8737	15.9240	15.9743	16.0247	16.0750	16.1253	16.1757	16.2260	16.2764	16.3267
34	16.3770	16.4274	16.4777	16.5280	16.5784	16.6287	16.6790	16.7294	16.7797	16.8300	16.8804	16.9307
35	16.9812											

退職金算定乗率表(制度変更時)

(附則別表2)

年\月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.0000	0.0185	0.0370	0.0555	0.0740	0.0925	0.1110	0.1295	0.1480	0.1665	0.1850	0.2035
1	0.2220	0.2408	0.2596	0.2785	0.2973	0.3161	0.3350	0.3538	0.3726	0.3915	0.4103	0.4291
2	0.4480	0.4668	0.4856	0.5045	0.5233	0.5422	0.5610	0.5798	0.5987	0.6175	0.6364	0.6552
3	0.6741	0.6929	0.7117	0.7306	0.7494	0.7683	0.7871	0.8059	0.8248	0.8436	0.8625	0.8813
4	0.9002	0.9190	0.9378	0.9567	0.9755	0.9943	1.0132	1.0320	1.0508	1.0697	1.0885	1.1073
5	1.1262	1.1788	1.2315	1.2841	1.3368	1.3894	1.4421	1.4947	1.5474	1.6000	1.6527	1.7053
6	1.7580	1.7965	1.8350	1.8735	1.9120	1.9505	1.9890	2.0275	2.0660	2.1045	2.1430	2.1815
7	2.2200	2.2450	2.2700	2.2950	2.3200	2.3450	2.3700	2.3950	2.4200	2.4450	2.4700	2.4950
8	2.5200	2.5450	2.5700	2.5950	2.6200	2.6450	2.6700	2.6950	2.7200	2.7450	2.7700	2.7950
9	2.8200	2.8450	2.8700	2.8950	2.9200	2.9450	2.9700	2.9950	3.0200	3.0450	3.0700	3.0950
10	3.1200	3.1433	3.1666	3.1900	3.2133	3.2366	3.2600	3.2833	3.3066	3.3300	3.3533	3.3766
11	3.4000	3.4250	3.4500	3.4750	3.5000	3.5250	3.5500	3.5750	3.6000	3.6250	3.6500	3.6750
12	3.7000	3.7250	3.7500	3.7750	3.8000	3.8250	3.8500	3.8750	3.9000	3.9250	3.9500	3.9750
13	4.0000	4.0250	4.0500	4.0750	4.1000	4.1250	4.1500	4.1750	4.2000	4.2250	4.2500	4.2750
14	4.3000	4.3250	4.3500	4.3750	4.4000	4.4250	4.4500	4.4750	4.5000	4.5250	4.5500	4.5750
15	4.6000	4.6250	4.6500	4.6750	4.7000	4.7250	4.7500	4.7750	4.8000	4.8250	4.8500	4.8750
16	4.9000	4.9250	4.9500	4.9750	5.0000	5.0250	5.0500	5.0750	5.1000	5.1250	5.1500	5.1750
17	5.2000	5.2333	5.2666	5.3000	5.3333	5.3666	5.4000	5.4333	5.4666	5.5000	5.5333	5.5666
18	5.6000	5.6416	5.6833	5.7250	5.7666	5.8083	5.8500	5.8916	5.9333	5.9750	6.0166	6.0583
19	6.1000	6.1333	6.1666	6.2000	6.2333	6.2666	6.3000	6.3333	6.3666	6.4000	6.4333	6.4666
20	6.5000	6.5333	6.5666	6.6000	6.6333	6.6666	6.7000	6.7333	6.7666	6.8000	6.8333	6.8666
21	6.9000	6.9333	6.9666	7.0000	7.0333	7.0666	7.1000	7.1333	7.1666	7.2000	7.2333	7.2666
22	7.3000	7.3333	7.3666	7.4000	7.4333	7.4666	7.5000	7.5333	7.5666	7.6000	7.6333	7.6666
23	7.7000	7.7333	7.7666	7.8000	7.8333	7.8666	7.9000	7.9333	7.9666	8.0000	8.0333	8.0666
24	8.1000	8.1333	8.1666	8.2000	8.2333	8.2666	8.3000	8.3333	8.3666	8.4000	8.4333	8.4666
25	8.5000	8.5333	8.5666	8.6000	8.6333	8.6666	8.7000	8.7333	8.7666	8.8000	8.8333	8.8666
26	8.9000	8.9333	8.9666	9.0000	9.0333	9.0666	9.1000	9.1333	9.1666	9.2000	9.2333	9.2666
27	9.3000	9.3333	9.3666	9.4000	9.4333	9.4666	9.5000	9.5333	9.5666	9.6000	9.6333	9.6666
28	9.7000	9.7333	9.7666	9.8000	9.8333	9.8666	9.9000	9.9333	9.9666	10.0000	10.0333	10.0666
29	10.1000	10.1333	10.1666	10.2000	10.2333	10.2666	10.3000	10.3333	10.3666	10.4000	10.4333	10.4666
30	10.5000	10.5416	10.5833	10.6250	10.6666	10.7083	10.7500	10.7916	10.8333	10.8750	10.9166	10.9583
31	11.0000	11.0416	11.0833	11.1250	11.1666	11.2083	11.2500	11.2916	11.3333	11.3750	11.4166	11.4583
32	11.5000	11.5416	11.5833	11.6250	11.6666	11.7083	11.7500	11.7916	11.8333	11.8750	11.9166	11.9583
33	12.0000	12.0375	12.0750	12.1125	12.1500	12.1875	12.2250	12.2625	12.3000	12.3375	12.3750	12.4125
34	12.4500	12.4916	12.5333	12.5750	12.6166	12.6583	12.7000	12.7416	12.7833	12.8250	12.8666	12.9083
35	12.9500	12.9958	13.0416	13.0875	13.1333	13.1791	13.2250	13.2708	13.3166	13.3625	13.4083	13.4541
36	13.5000	13.5416	13.5833	13.6250	13.6666	13.7083	13.7500	13.7916	13.8333	13.8750	13.9166	13.9583
37	14.0000	14.0416	14.0833	14.1250	14.1666	14.2083	14.2500	14.2916	14.3333	14.3750	14.4166	14.4583
38	14.5000	14.5500	14.6000	14.6500	14.7000	14.7500	14.8000	14.8500	14.9000	14.9500	15.0000	15.0500
39	15.1000	15.1500	15.2000	15.2500	15.3000	15.3500	15.4000	15.4500	15.5000	15.5500	15.6000	15.6500
40	15.7000	15.7416	15.7833	15.8250	15.8666	15.9083	15.9500	15.9916	16.0333	16.0750	16.1166	16.1583
41	16.2000	16.2500	16.3000	16.3500	16.4000	16.4500	16.5000	16.5500	16.6000	16.6500	16.7000	16.7500
42	16.8000	16.8500	16.9000	16.9500	17.0000	17.0500	17.1000	17.1500	17.2000	17.2500	17.3000	17.3500
43	17.4000	17.4500	17.5000	17.5500	17.6000	17.6500	17.7000	17.7500	17.8000	17.8500	17.9000	17.9500
44	18.0000	18.0541	18.1083	18.1625	18.2166	18.2708	18.3250	18.3791	18.4333	18.4875	18.5416	18.5958
45~	18.6500											